

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業の行動規範が強く求められる中、当社は透明性が高く公正な経営を行うべく、あるべきコーポレート・ガバナンスの実現に向けて取り組んでまいりました。

当社は監査役制度採用会社ですが、これは、当社の事業態様・事業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践することが、中長期的な安定成長を実現し企業価値の増大に繋がるものと考えていることによります。

コーポレート・ガバナンスの一環として、取締役会の機能強化に資することを目的とし、社外取締役、社外監査役の招聘ならびに執行役員制度を導入しております。

当社における役員機能は、経営意思決定のための機能と業務遂行責任を負うべき機能とに分離され、経営上の最高意思決定および法令上必要な意思決定を行う者を取締役、各業務運営部門の執行責任者である者を執行役員としております。

また、会社経営の透明性、公平性、健全性などを担保するため、TSSコーポレートガバナンス原則を制定し、取締役会の機能強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東邦システムサイエンス従業員持株会	1,622,262	11.70
有限会社福田製作所	1,000,000	7.21
渡邊 一彦	857,000	6.18
日本ユニシス株式会社	585,000	4.22
篠原 誠司	441,000	3.18
株式会社野村総合研究所	245,000	1.77
富士通エフ・アイ・ピー株式会社	234,000	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	198,000	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	173,000	1.25
株式会社教職員共済情報サービス	156,000	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

上記「大株主の状況」は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

1. 自己株式(所有株式数1,733,726株、所有割合12.50%)は、大株主の状況には含めていません。

2. 渡邊一彦氏から、平成27年6月26日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年6月23日現在で675,939千株(4.87%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特に記載すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸國 靖器	他の会社の出身者								△			
箕田 好文	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸國 靖器	○	AIGエジソン生命保険株式会社の出身で、同社は2012年1月1日付の合併によりジブラルタ生命保険株式会社となっております。同社は当社の取引先であり、ソフトウェア開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、それ以外の人的関係、資本関係及びその他の利害関係はありません。	当社の主力分野の一つである保険系業務分野の豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営に資するところが大きいことから、大所・高所からご指導、ご意見を賜るためであります。また、独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
箕田 好文	○	富士通株式会社出身で、同社は当社の取引先であり、情報システムサービス等及びシステム開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、それ以外の人的関係、資本関係及びその他	コンピュータメーカーでのシステム営業部門での経験、特に当社が主力としている金融分野での経営者としての視点や海外赴任経験を含め豊富な知識を有し、当社経営に資するところが大きいことから、大所・高所からご指導、ご意見を賜るためであります。また、独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じる

		の利害関係はありません。	おそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
--	--	--------------	----------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	5	0	0	2	0	3	その他
報酬委員会に相当 する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	5	0	0	2	0	3	その他

補足説明

コーポレートガバナンス委員会を構成する「その他」3名は監査役3名となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は、定期的に相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告を行うなど、連携して監査の質的向上に取り組んでいます。監査役および内部監査部門は、日常的に打ち合わせを実施しており、監査役監査と内部監査の計画・実施状況について綿密な連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神戸 泰	他の会社の出身者										△			
吉岡 哲郎	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神戸 泰	○	富士通エフ・アイ・ピー株式会社出身で、同社は過去(2014年3月期迄)にソフトウェア開発に係る取引が存在しておりました。資本的関係としましては、同社は当社株式の1.69%を保有しておりますが、主要株主に該当しないことから、その重要性はないものと判断しております。また、それ以外の人的関係及びその他の利害関係はありません。	大手メーカー系のSier出身で、業界事情にも明るく、金融分野の担当や企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有することから、監査業務に関わる適切なご指導を賜るためであります。また、独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
吉岡 哲郎	○	日本ユニシス株式会社出身で、同社は当社の取引先であり、ソフトウェア開発に係る取引が存在しておりますが、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、資本的関係としましては、同社は当社株式の4.22%を保有しておりますが、主要株主に該当しないことから、その重要性はないものと判断しており、それ以外の人的関係及びその他の利害関係はありません。	コンピュータメーカー出身で、業界事情にも明るく、ITソリューション部門の幅広い経験と高い見識を有することから、監査業務に関わる適切なご指導を賜るためであります。また、独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役全員が企業価値向上に向けた共通の価値観を持ち、相応の株式を保有あるいは役員持株会を通じた自社株式の購入を継続していることから、上記のようなインセンティブプランを実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役各々の役員報酬、役員賞与、役員退職慰労引当金繰入額に区分し、開示しております。決算短信においては、販売費及び一般管理費の主なものとして役員報酬、役員賞与、役員退職慰労引当金繰入額の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役は取締役会の他、毎月1回開催されるライン管理職が集まる幹部会および毎月1回開催される部長会に出席され、業務執行状況の情報収集を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、経営効率の向上を図るため執行役員制度を導入し、経営意思決定のための機能と業務遂行責任を負うべき機能とに分離し、経営上の最高意思決定及び法令上必要な意思決定を行う者を取締役、各業務運営部門の執行責任者を執行役員としております。

当社は会社経営の透明性、公平性、社会性などを担保するため「TSSコーポレート・ガバナンス原則」を制定し、同原則において、取締役会の諮問機関として、社外取締役・監査役からなるコーポレート・ガバナンス委員会を設置して取締役会の機能強化を図っております。

当社の経営目標は、顧客に最良のサービスを提供することで顧客の利益を増大化し、もって当社の企業価値及び中長期的な株主価値を高めしていくことであります。

この経営目標を実現するために、事業態様・事業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践することが中長期的な安定成長を実現し、企業価値の増大に繋がるものと考えていることから、このような体制を採用しております。

「取締役・取締役会」

当社の取締役会は平成27年7月15日現在、取締役7名で構成しており、うち2名は社外取締役であり、独立役員として株式会社東京証券取引所に届出をしております。

取締役会は毎月1回定例取締役会を開催し、法令・定款及び取締役会規程で定めた経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の遂行を監督しております。さらに取締役会に諮るべき事項及び重要な業務執行については迅速かつ適切な対応を図るべく、必要に応じて臨時取締役会を開催し機動的な意思決定を行っております。取締役の任期は1年とし、株主の信任に応える体制としております。

「監査役・監査役会」

当社の監査役会は平成27年7月15日現在、監査役3名で構成しており、うち2名は社外監査役であり、独立役員として株式会社東京証券取引所に届出をしております。

監査役は、取締役会において「年度監査役監査計画」を発表し、当該計画に基づいて監査を実施しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスにおける独立の機関であるとの認識のもとに、取締役会その他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

監査役会は、毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、監査役全員により構成されております。

「コーポレート・ガバナンス委員会」

コーポレート・ガバナンス委員会は、社外取締役・監査役で構成しており、年2回以上開催することとしております。

同委員会の役割は、1.取締役候補者・執行役員候補者の審査、2.取締役・執行役員の報酬審査等とし、取締役会議長に意見を付して報告しております。

「会計監査人」

当社は新日本有限責任監査法人との間で、会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。

「内部監査及び監査役監査」

当社は社長直属の内部監査担当として2名を配置し、内部監査計画書に基づき業務全般にわたる監査を実施しており、監査結果は直接社長に文書にて報告しております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役に報告を求め、内部監査担当、会計監査人と連携して、取締役の職務に関して厳正な監査を行っております。

また、監査役は会計監査人より監査計画及び監査の状況等の報告を受けるほか、内部監査担当から内部監査結果の報告を受ける等、会計監査人及び内部監査担当と相互連携を図りながら、独立監査人としての立場からの監査を実施しております。

会社全体の内部統制を司る組織として内部統制委員会が設置されており、原則四半期ごとに開催される内部統制委員会には監査役、内部監査担当が出席し、内部統制の推進状況について報告を受けております。

「社外取締役及び社外監査役」

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は2名であります。全員が株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出をしております。

「社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割」

社外取締役は、取締役会の活性化及び健全で透明性の高い経営を実現するため、客観的視点で助言等を行うことを期待し、経営陣から独立した中立的な立場で監督する役割を担っていただいております。

社外監査役は、取締役の業務執行に関し、独立した立場で公正な監査を行ってもらうことを期待しております。

「社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する考え方」

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、専門的な知識と豊富な経験に基づいて客観的かつ適切な監督又は監査が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方とし、また、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準である、「上場管理等に関するガイドライン」を参考にしております。

「社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」

当社においては、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、監査役は会計監査人と相互の監査計画の事前確認、計画書の受領並びに定期的な監査状況の報告を受けるなど、連携して監査の質的向上に取り組んでおり、内部監査担当とも定期的に情報交換を行い、監査役監査と内部監査の計画・実施状況について綿密な連携を図っております。

また、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等においても適宜報告及び意見交換がされております。

「役員の報酬等の額の決定に関する方針」

当社は株主総会において決定する報酬総額の限度内で、経営内容、従業員給与等とのバランス及び世間水準その他を勘案して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の賞与を含めた報酬額は、平成22年6月24日開催の第39回定時株主総会での決議により、年額300,000千円以内(うち、社外取締役分が年額20,000千円以内)となっており、監査役の報酬額は、平成11年6月24日開催の第28回定時株主総会での決議により、年額50,000千円以内となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営目標は、顧客に最良のサービスを提供することで顧客の利益を増大化し、もって当社の企業価値及び中長期的な株主価値を高めていくことであります。

この経営目標を実現するために、事業態様・事業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践することが中長期的な安定成長を実現し、企業価値の増大に繋がるものと考えていることから、このような体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の数日前に開催することとしております。
その他	ホームページ上に株主総会招集通知、決議通知、議決権行使結果などを掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示基本方針」を定め、当社ホームページ (http://www.tss.co.jp/ir/tabid/96/Default.aspx) に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末と第2四半期には必ず決算説明会を実施しております。また、機関投資家訪問をはじめワンオンワンのミーティングなどを随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料などを随時公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	TSSコーポレートガバナンス原則を定め、その中で各利害関係者の利益の調整について記載しております。 また、TSS基本理念、TSS企業行動原則からなるTSS企業行動基準を定め、お客様の満足、株主を始めとした社会とのコミュニケーション、従業員の多様性、人格の尊重など社会的良識を持って、持続可能な社会を実現するための礎としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	TSSコーポレートガバナンス原則を定め、その中でディスクロージャーとして記載しており、株主および投資家、従業員、お客様、社会などに対して効率的かつ公正な活動を行っていることを示すために、定期的および随時に情報を提供することとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制は、企業経営者の経営戦略や事業目標等を組織として機能させ達成するための仕組みであり、企業が組織として経営戦略や事業目的を遂行していく上で不可欠なものであると認識しております。

内部統制を組織管理、監視の観点からのみ捉えるのではなく、経営戦略や事業目的の遂行の観点から積極的に捉え、企業価値の増大という企業の基本的な目的に照らして合理的な仕組みを構築することに取組んでまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は「TSS基本理念」、「TSS企業行動原則」からなる「TSS企業行動基準」を定め、取締役および使用人が法令・定款および企業倫理を遵守した行動をとるための規範とする。

また、「公益通報者保護規程」を定め、内部通報制度として「TSSヘルプライン」を設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

当社は「文書保存規程」を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を文書にて保存・管理する。

文書の保存期間は、主管部署ごとに「文書保存一覧表」として明示されており、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等は永久保存、株主総会関係書類は10年保存とするなど、重要な書類は長期に保存・管理する。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社はリスク管理規程を定め、ビジネス上のリスクを識別し総合的にリスクをコントロールする。また、内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制制度、リスク管理など全社レベルでの内部統制を行う。

品質、情報セキュリティ、個人情報保護その他個別のリスクに対処するため専門の委員会を設け、リスクの把握及び対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催する。

また、経営と執行の分離および責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、経営上の最高意思決定を行う者を取締役、各業務部門の執行責任者である者を執行役員とする。

5. 監査役の補助使用人に関する事項および監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、経理部または総務部から監査役を補助すべき使用人を指名する。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

6. 取締役および使用人の監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役および使用人は当社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告する。

なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることが出来る。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。

また、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、内部監査担当および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査業務の達成を図る。

7. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

また、報告を行った者に対しては、公益通報者保護規程に準じて報告者の保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

また、監査役の職務の執行について生じる定常的な費用については、毎年予算化を行う。

9. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、経理規程等を整備し、必要な内部統制環境を構築する。

また、財務報告において不正や誤謬の発生するリスクを管理し、予防および牽制を効果的に機能させることで、正確な財務諸表を作成するとともに、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当請求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〈適時開示体制の概要〉

1. 会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、法令および東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下適時開示規則）」に従い、開示基準に該当する会社情報は、迅速、正確かつ公平に開示を行っております。

また、適時開示規則に該当しない会社情報についても投資者の投資判断に影響を与えらると思われる情報は、可能な限り迅速、公平に開示しております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

会社情報の適時開示にあたっては、当社の定める「情報開示基本方針」に基づき、情報開示担当役員を責任者として各部門との連携のもと行われております。

(1) 決定事実に関する情報

当社は、取締役会（毎月1回開催および臨時取締役会は随時）において重要な決定事項を決議しております。決議された重要な事項につきましては、関連法規・適時開示規則および社内規程に則り、また、必要に応じ顧問弁護士、監査法人等の助言を仰いだうえで、開示の必要性を情報開示担当役員が判断し、速やかに総務部および経理部が開示手続きをとっております。

(2) 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては経理部が決算案あるいは業績予想の修正案等を作成のうえ、取締役会に報告し、商人を受け次第、速やかに総務部および経理部が開示手続きをとっております。

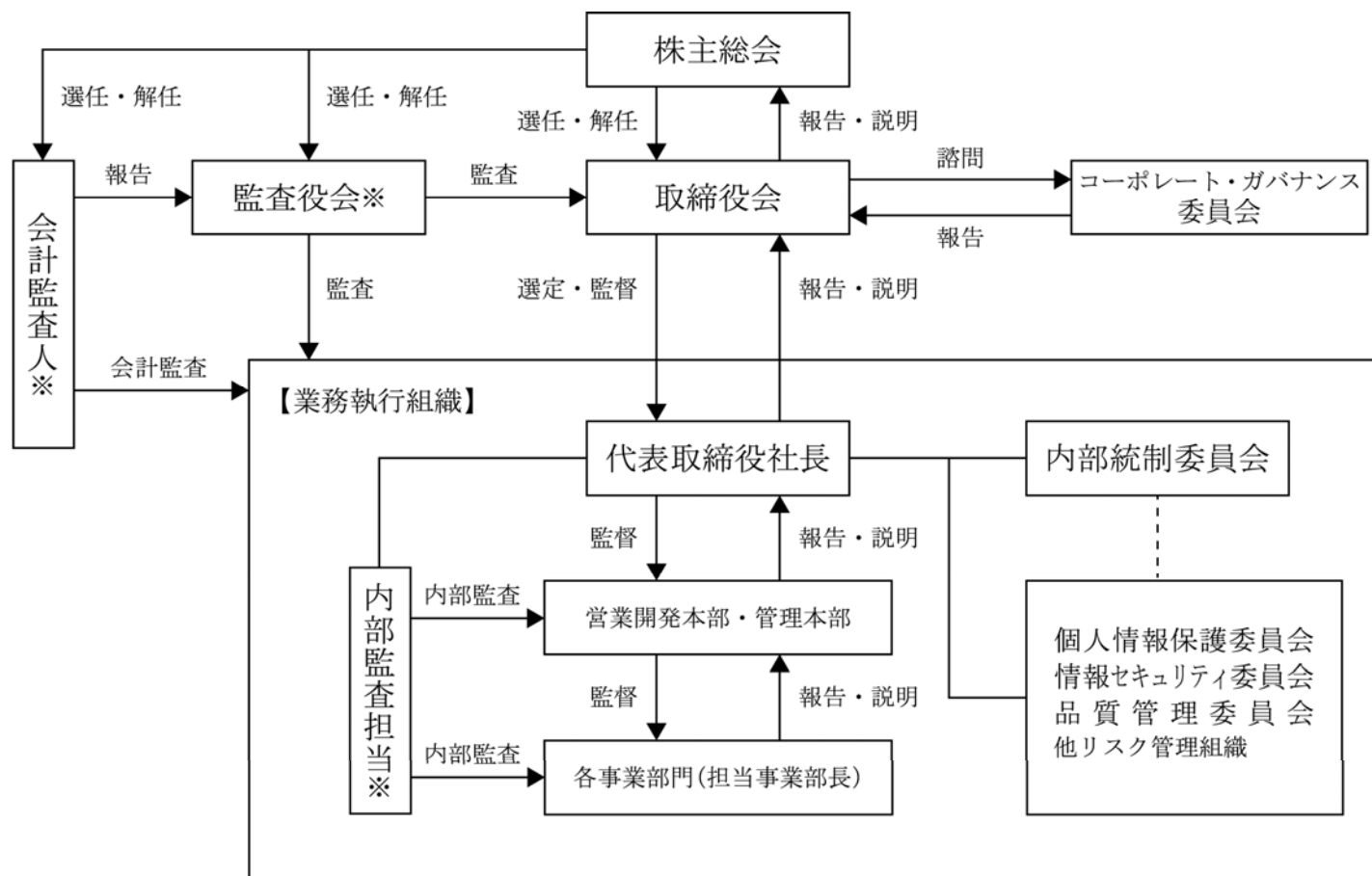
(3) 発生事実に関する情報

重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくは、該当重要事実の発生が予想される場合、当該事項の所管部署は総務部・経理部等の関連部署を通じ、情報開示担当役員に報告することとしております。開示が必要であると情報開示担当役員が判断した場合、代表取締役社長に報告し、承認を受け次第速やかに総務部および経理部が開示手続きをとっております。

3. 会社情報の適時開示の方法

適時開示規則に定められた開示を要する情報は、TDnet（適時情報開示システム）を通じて公開し、併せて東京証券取引所兜倶楽部を通じて報道機関へ公表しております。

TDnetで公開した情報については、報道機関への公表後速やかに当社のホームページにも掲載することとしております。



※監査役会・会計監査人・内部監査担当の連携